

みんなで築くきれいな街

受益者負担制度

公共下水道事業

新庄市上下水道課

下水道の整備はみんなの願いです

豊かで調和のとれた自然環境のなか、快適で文化的な生活をおくることは、私たち市民みんなの願いです。この願いを実現していくうえで重要な役割を果たしてくれるのが『下水道』です。

『下水道』は、都市の基幹施設のなかで最も身近で大切な、私たちの財産です。この下水道を整備することは、かけがえのない自然と快適な暮らしを、私達の子孫に引き継ぐことであり、次世代への大きな贈り物となります。

市の『下水道』は、昭和56年度から工事に着手し、平成元年10月1日に約98haの供用を開始いたしました。

今後さらに、下水道を整備するにあたり、全体計画面積の1,272haを計画的に整備し、健全なる都市機能の発展に資するものであります。

『下水道』の整備には、長い年月と多額の資金を必要としますが、市では今後も一層整備の促進に努め、市民の皆様がより快適な生活を送れるよう努力してまいります。

今後とも市民の皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

建設には多額の資金が必要です

下水道の建設には多額の資金が必要です。このため市ではその財源として、①国からの補助金、②借入金（起債）と、③市民からの税金、④受益者負担金（分担金）などによって建設を進めています。建設費は、国からの補助金を除けば、すべて市費でまかなわれています。下水道の恩恵を受けるのは整備を行った区域に限られますので、負担の公平性を確保するために、建設費財源の一部の負担を受益者の皆様をお願いしています。

公共下水道計画の概要

●全体計画（基本計画）

中心市街地はもちろん新興住宅地域を含めた約1,272haを全体計画の区域としています。終末処理場の能力は18,000m³/日とし、将来の計画処理区域の拡大にも対応できる計画になっています。

●事業計画（事業計画区域）

全体計画のうち、事業計画を設定した715ha（市街地中心部）を現在整備中であり、汚水処理能力は12,000m³/日の計画です。これに要する経費は約246億円となります。

下水道の整備及び普及状況

新庄市が健康で快適な生活環境づくりをめざして公共下水道事業に着手したのは、昭和56年度からです。以来、市民の皆様のご理解とご協力により順調に工事が進められ、着々と整備面積を拡大してきました。

浄化センターは平成元年9月に完成し、10月から供用開始しています。

平成25年3月末の水洗化率は87.8%、7,469戸、19,026人の方々が利用され、衛生的で快適に生活されています。

下水道の整備状況

下水道管の整備面積、管渠延長、整備人口

整備年度	整備面積 (ha)		管渠延長 (km)		整備人口 (人)
		累計		累計	
S56～H5	221.20	221.20	49.01	49.01	10,147
H6	16.50	237.70	4.01	53.02	11,061
H7	26.20	263.90	5.37	58.39	12,251
H8	30.10	294.00	5.49	63.88	13,509
H9	9.45	303.45	1.54	65.42	13,901
H10	13.94	317.39	3.36	68.78	14,930
H11	13.37	330.76	3.52	72.30	15,843
H12	22.66	353.42	1.97	74.27	16,180
H13	11.71	365.13	2.26	76.53	16,549
H14	13.73	378.86	2.79	79.32	16,882
H15	9.55	388.41	1.75	81.07	17,264
H16	10.09	398.50	1.02	82.09	17,549
H17	9.00	407.50	1.97	84.06	17,911
H18	6.81	414.31	1.56	85.62	18,222
H19	8.10	422.41	1.71	87.33	18,540
H20	27.23	449.64	1.52	88.85	18,370
H21	18.65	468.29	1.87	90.72	18,654
H22	4.01	472.30	1.04	91.76	18,837
H23	4.19	476.49	1.11	92.87	18,910
H24	1.88	478.37	0.76	93.63	19,026

受益者負担金・分担金収納状況

年度	賦課面積		賦課単価 (円/㎡)	現年度調定額 (千円)	現年度収入済額 (千円)	現年度未納額 (千円)	現年度収納率 (%)
		累計					
H元～H5	0.0	201.0	420	78,126	74,281	3,844	95.1%
H6	6.0	207.0	420	34,410	34,005	405	98.8%
H7	0.2	207.2	420	5,755	5,755	0	100.0%
H8	16.5	223.7	420	16,078	15,810	268	98.3%
H9	17.4	241.1	420	34,157	33,402	755	97.8%
H10	13.1	254.2	420	41,932	41,248	684	98.4%
H11	9.5	263.7	420	43,152	41,777	1,375	96.8%
H12	9.3	273.0	420	34,097	32,204	1,893	94.4%
H13	10.5	283.5	420	36,784	35,074	1,710	95.4%
H14	8.4	291.9	420	31,862	31,117	745	97.7%
H15	6.6	298.5	420	29,085	28,318	767	97.4%
H16	6.4	304.9	420	30,428	29,526	902	97.0%
H17	3.4	308.3	420	18,480	17,985	495	97.3%
H18	9.3	317.6	420	26,744	26,338	406	98.5%
H19	8.1	325.7	420	21,827	21,334	493	97.7%
H20	27.2	352.9	420	27,465	26,561	904	96.7%
H21	18.7	371.6	420	21,344	20,397	947	95.6%
H22	4.0	375.6	420	43,230	42,225	1,005	97.7%
H23	4.2	379.8	420	28,307	28,007	1,287	98.9%
H24	1.9	381.7	420	16,756	15,609	1,147	93.2%

受益者負担制度のあらまし

下水道の建設には、長い年月と多額の費用がかかります。これらの費用には、国の補助金、借入金（起債）、一般市費（税金等）と受益者負担金・下水道事業分担金（以下「受益者負担金」という。）があてられますが、この聞きなれない受益者負担金とは、一体どのようなものでしょうか。

下水道は、公園や道路などのように不特定多数の人が利用する施設と異なり、その建設によって、利益を受ける人が特定されます。というのは、各家庭からの排水管を下水道管に結ぶことによって、下水道を個人・家庭単位という限られた範囲の人だけが利用でき、また、この区域のみが環境衛生面での快適性の向上が図られるということです。

そのため、この建設費用を一般市費だけでまかなうことは、下水道の恩恵を受けない人たちにまで負担をかけることになり、不公平が生じてきますので、下水道の恩恵を受ける人に一定の割合で建設費の一部を負担していただいているのが、受益者負担金です。

■■■■■■■■受益者とは■■■■■■■■

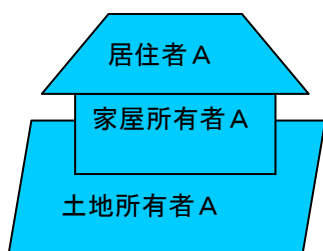
下水道を整備する区域内の土地の所有者が受益者となります。ただし、その土地が地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地については、それぞれ地上権者又は使用借主若しくは賃借人が受益者になります。

一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利者の場合は、土地所有者が受益者となります。

負担金を納めていただく人（受益者）

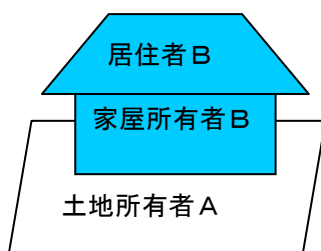
（下の図を参照してください。）

①



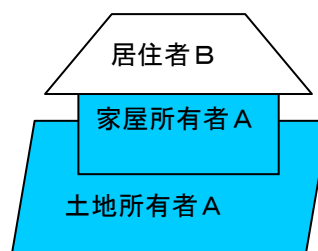
負担金を納める人 A
自分の土地に自分の家を持ってそこに住んでいる人

②



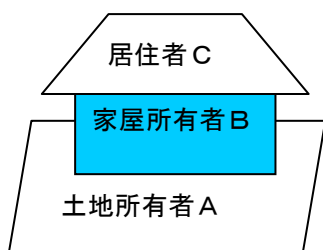
負担金を納める人 B
借地の上に自分の家を建ててそこに住んでいる人

③



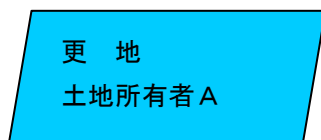
負担金を納める人 A
貸家・アパート・間貸など

④



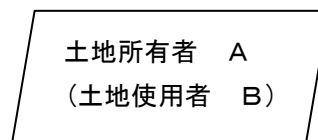
負担金を納める人 B
貸家・アパート・間貸など

⑤



負担金を納める人 A

⑥



負担金を納める人 B
（一時使用の場合は除く）

■■■■■■■■ 受益者負担金の額 ■■■■■■■■

下水道建設事業費のうち国からの補助がある事業以外の事業（末端管渠建設）に要する経費相当額を基礎とし、さらに他市の受益者負担金の負担水準をも考慮し、1平方メートル当たり420円の基本単価が条例で定められています。

したがって、**受益者負担金＝土地（受益地）の面積×420円** となります。

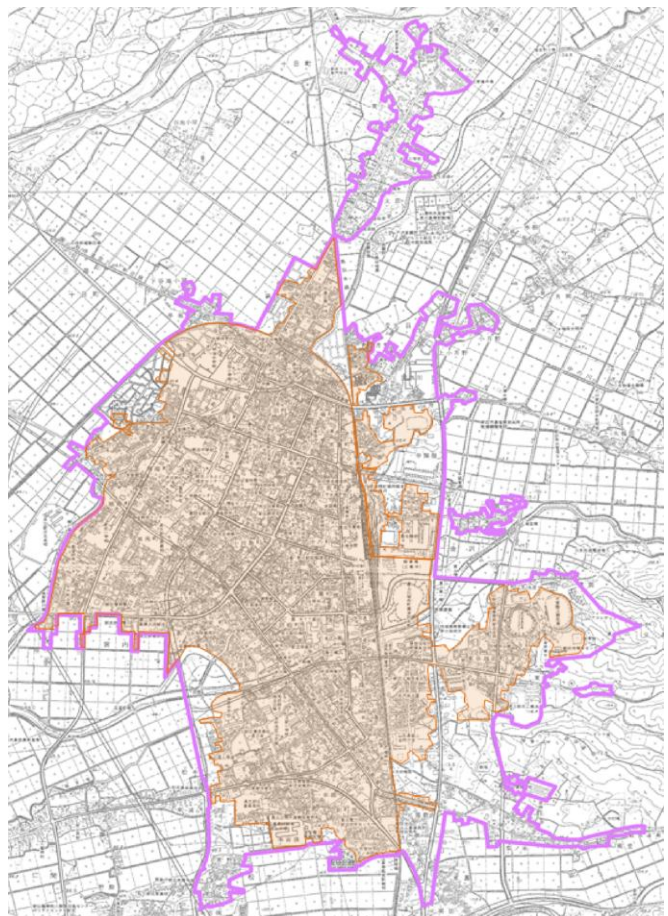
（例）宅地面積 330.58平方メートル（約100坪）の場合の負担金

330.58 m ² × 420 円 = 138,843 円 ≒ 138,800 円					
(100円未満の端数がある場合は切り捨て)					
納 付 方 法	納付金の1期分に100円未満の端数がある場合は初年度の1期に合算します。				
		1期(7月)	2期(9月)	3期(12月)	計
	1年目	15,600円	15,400円	15,400円	46,400円
	2年目	15,400円	15,400円	15,400円	46,200円
3年目	15,400円	15,400円	15,400円	46,200円	
※一括による納付も可能です。					

■■■■■■■■ 賦課の対象となる土地 ■■■■■■■■

下水道事業認可を受けた整備区域（事業認可区域715ha）内にある公有地、個人及び法人所有のすべての土地が対象となります。

したがって、官公庁、学校、神社、寺院、病院、住宅、店舗、工場、倉庫、駐車場等の宅地はもちろん、田及び畑などの農地すべてが対象となりますが、道路（公道）、公園、広場及び河川のように公共の用に供している土地や近く公共用地になる予定の土地は対象から除かれています。



負担金の納入方法と納期

市は、受益者負担金をお願いする区域（賦課区域）を年度の初めに告示します。この区域内の土地について土地台帳により調べた所有者の方に通知を差し上げますので、この通知に基づいて市長が定める日までに受益者となる者、地目、地積を申告していただきます。

これらの申告に基づいて受益者負担金の額を決定し、それぞれの受益者に通知します。

受益者負担金は、前年度に整備が完了し供用を開始した区域の方々から納付していただきますが受益者のみなさんが納付しやすいように3年に分割し、さらに1年を3回（7月、9月、12月）の納期に分けて納付していただきます。納入通知書は7月に当該年度1年分を送付しますので、各納期限まで市の指定金融機関等に納付してください。また、一括による納付もできますので、希望される場合は連絡してください。

この受益者負担金は、税金と異なりますが、その徴収や滞納処分に関しては、都市計画法第75条の規定に基づき国税滞納処分の例により取り扱うことになっておりますので、納期限内に納付されませんと、延滞金の加算や督促はもちろん、場合によっては強制執行もできることになっておりますので、納期限については十分に留意してください。

受益者に変更があった場合

受益者負担金の納付が開始されてから、土地の売買、相続等により受益者が変更になった場合は、下水道事業受益者変更届を提出してください。

届出以降に納期限のくる受益者負担金については、新しい受益者の方に納めていただくようになります。

変更届がないと旧受益者に通知がいきますので、忘れないようにしてください。

下水道のはたらき

●川や沼をきれいにします

家庭からの雑排水や工場排水が、川や沼に流れこまなくなり水がきれいになります。

●水洗トイレが使えます

快適で衛生的な水洗トイレが使えるようになります。

●蚊やハエの発生を防ぎます

汚い川や沼がなくなり、蚊やハエからの伝染病を防ぎます。

●街をきれいにします

汚い側溝やドブがなくなり、街が清潔になります。

負担金の徴収猶予及び減免

受益者負担金は公共用地にもすべて賦課されますが、その土地の利用状況などにより、市長が認めた場合には減免あるいは徴収猶予（徴収期間が一定期間延期されます）の制度がありますので、次の表のような場合には、「下水道事業受益者負担金(分担金)徴収猶予申請書」又は「下水道事業受益者負担金(分担金)減免申請書」を提出してください。

該当する場合は、次の徴収猶予基準及び減免基準のとおりです。

下水道事業受益者負担金(分担金)徴収猶予基準

	徴収猶予事項	被害等の程度		猶予期間	
1	災害により被害を受けたとき (火災については消失割合)	1	30%以上	1年以内	公の罹災証明を得られるもの
		2	50%以上	2年以内	
		3	100%	3年以内	
2	受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき	1	1年以上	1年以内	医師の診断書を得られるもの
		2	3年以上	2年以内	
3	受益土地が農地その他これに準ずる土地。ただし、現況により宅地と認められるものを除く。			宅地として使用できるまで	
4	係争地の場合			判決等係争事由が解決するまで	
5	前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき			その都度市長が定める	

下水道事業受益者負担金(分担金)減免基準

減免対象となる土地	減免割合	摘 要
1 国又は県、市が公用に供し、又は供することを予定している土地	%	
(1)一般庁舎用地	50	国、県、市等の一般庁舎
(2)公務員宿舍用地	25	官舎、職員寮、職員アパート
(3)企業用財産となっている用地	25	国の特別会計に属する行政財産、県、市の地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づく企業財産
(4)学校用地	75	小学校、中学校、高等学校
(5)社会福祉施設用地	75	国、県、市立の社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に基づく社会福祉事業施設
(6)警察、法務収容施設用地	75	拘置所等
(7)病院施設用地	25	国、県、市立の病院
(8)社会教育施設用地	75	国、県、市立の社会教育及び体育施設
(9)消防施設用地	100	消防庁舎、ポンプ庫等

(10) 公営住宅用地	25	国、県、市営の公営住宅 道路、公園等の予定地となっている 土地
(11) 公共の用に供することの設定が なされている用地	100	
2 文化財である土地又は文化財であ る建物その他工作物の存する土地	100	文化財保護法(昭和25年法律第214 号)、山形県文化財保護条例(昭和30 年県条例第27号)及び新庄市文化財 保護条例(昭和50年条例第16号)によ り指定された文化財及び指定文化財 保存のための施設に関わる土地
3 学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校、同法第82条 の2に規定する専修学校及び同法第 83条第1項に規定する各種学校の用 地(公立のものを除く。)	75	私立の幼稚園、高等学校、専修学 校、各種学校
4 宗教法人法(昭和26年法律第126号) 第2条に規定する神社、寺院、教会 等の宗教法人が同法に掲げる目的の ために使用する土地		
(1) 境内地	50	
(2) 墓地、納骨堂	100	
5 町内会、自治会等が所有又は使用 する施設の用地	75	公民館、集会所、遊園地
6 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第7条に規定する児童福祉施設の用 地	100	母子生活支援施設、児童養護施設、 保育所、児童遊園
7 社会福祉法第2条に規定する事業 で、同法第22条に規定する社会福祉 法人が経営する施設用地	75	
8 建築基準法(昭和25年法律第201号) に基づき道路位置指定を受けた私道 及びこれに準ずる道路	100	
9 生活保護法(昭和25年法律第144号) に基づき生活扶助を受けている者が 使用する土地	100	
10 東日本旅客鉄道株式会社が所有又 は使用に係る土地		
(1) 踏切用地及び駅前広場	100	
(2) 線路用地	50	
(3) 駅構内用地	25	駅舎、プラットホーム等 宿舎用地、貨物ヤード等
(4) その他の施設及び広場	25	
11 市長がその状況により特に減免す る必要があると認めた土地	その程度に応じて別に市長が定める。	

受益者負担金Q&A

Q.1 受益者負担金制度採用の理由は

下水道事業は、道路や公園などの公共施設と違い、それが整備されることにより恩恵を受ける者が限定されるため、下水道事業費の一部負担をしていただくことにより、恩恵を受けない区域の住民との負担の公平を確保することにあります。

Q.2 都市計画税との二重課税になりませんか

土地の利用価値の増進という特別の受益があることに対し、その受益に応じ1回限り負担をしていただくのが受益者負担金です。

都市計画税は、都市計画事業の財源として一律に、しかも受益者とは無関係に毎年賦課していくものですから、基本的に全く性格が異なり、二重課税とはなりません。

Q.3 受益者とは誰なのですか

公共下水道の排水区域内の土地所有者ですが、その土地に地上権や使用貸借若しくは賃貸借などの権利がある場合には、その権利者が受益者になります。

Q.4 受益者の申告はどうすればよいのですか

年度当初に、受益者負担金を賦課する区域を告示し、あらかじめ土地台帳により調べた区域内の土地の面積を所有者にお知らせすると同時に、申告書をお届けしますので、その内容を確認のうえ上下水道課へ申告していただきます。通知した面積と違っているような場合は、再調査いたします。

Q.5 受益者申告をしない場合はどうなりますか

市であらかじめ通知したとおりの内容で間違いのないものとして、土地の所有者が負担義務を負うこととなります。

Q.6 受益者申告は誰がするのですか

土地の所有者の方に申告していただきます。権利者が受益者になる場合は、所有者の申告書に同意印を押し、所有者と連署して申告していただきます。

Q.7 借家人は受益者になれますか

借家人は負担金の対象となる土地には何の権利もないので、受益者にはなれません。

Q.8 受益土地が亡くなった人の名義になっており、まだ相続していない場合は誰が受益者ですか

現在誰かがその土地を利用している場合には、借地権等権利のある人になりますが、そのような権利者がいない場合は、相続人が受益者になります。

Q.9 同一の土地について2人以上の受益者がある場合の申告は

そのような場合には代表者を定めていただき、代表の方に申告していただきます。

Q.10 地主が負担金を支払った場合、地代はあがりませんか

受益者負担金は、その土地に対して1回限り納めていただくものであり、地代は長期的なものですから、負担金を理由に地代をあげることは好ましくありません。

Q.11 賦課区域はどのようにして決めるのですか

下水道事業を実施する排水区域が賦課区域となり、整備の状況に応じて順次決めていきます。

Q.12 公簿上の地積と実際の地積が異なる場合はどうするのですか

地積の訂正をしていただきますが、地積訂正には日時がかかりますので、有資格者（土地家屋調査士、測量士等）が測量した図面と地積訂正する旨の誓約書を添付して申請していただければ、その地積によって負担金の額を計算し賦課します。

Q.13 受益者負担金の納付を拒んだり、滞納した場合はどうなりますか

滞納した負担金は、都市計画法第75条の規定により国税滞納処分の例によって取り扱うことになっておりますので、納期限内に納付されないときは、延滞金をいただいたり、督促状の送付、さらには強制執行もできることになっております。

Q.14 すべての土地が受益者負担金の対象になるとのことですが、農地にも負担金が賦課されるのですか

下水道を整備することによって、土地の付加価値が増加する点では宅地も農地も同様であり、又下水道は市街化が予想される区域を見込んで計画するものですから、現況が農地であっても将来の宅地化が期待されるものとして、負担金算出の対象として賦課されることとなります。ただし、農地等の土地については、宅地化されるまで徴収が猶予されますので申請してください。地目が農地でも現況が宅地の場合には徴収猶予はなりません。

Q.15 私道にも負担金が賦課されますか

建築基準法により道路位置指定をした私道及びこれに準ずる道路は減免の対象となりますので、減免の申請をしてください。

Q.16 所有権の有無等について、係争中の土地の受益者は誰ですか

係争中の土地については、その係争が終わるまで負担金は保留しておきます。

Q.17 負担金の支払いについて、地主と借地人との間で紛争がおきたとき、市で調停していただけますか

市としては、当事者同士の権利の生ずる問題について介入することはできません。しかし、その話し合いの過程において市の考え方を説明いたします。

Q.18 受益者負担金を地主何割、借地人何割と決めることはできませんか

受益者負担金は、土地に権利をもっているかいないかで決定します。つまり、権利があるかないかが問題となるのであって、その権利が地主何割、借地人何割と決めることはできません。しかし、当事者同士で何割と決めて負担しようとする時は、その地積に負担割合を乗じて申告していただければ、そのとおりに賦課することはできます。

Q.19 受益者負担金の納付期間内に受益者が変更になった場合はどうするのですか

土地の売買、相続等の関係で受益者が変更になった場合は、受益者変更届を提出していただき、その後に納期限がくる負担金は、新しい受益者の方に納めていただくようになります。

Q.20 受益者負担金を納めた場合、税の控除は受けられますか

都市計画法等の規定に基づいて賦課される受益者負担金で、業務（営業に使用している部分）に係るものは、一定の基準により、その支出の日の属する年分の当該業務に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるかとされています。

Q.21 負担金の賦課徴収が開始された後に受益土地の地積更正があった場合には、増加や還付はありますか

納期完了前に、地積調査等により地積更正が生じた場合に限り、増加、還付をすることになります。

Q.22 受益者負担金を納めた後、実際に下水道を使用した場合に料金を支払うということですが、負担金とは別のものなのですか

受益者負担金は、資産価値の増加分に対して賦課するもので、事業費の一部にあてるものです。使用料は、下水道使用の代価として納めていただくもので、施設の維持管理経費にあてられます。

排水設備 Q & A

Q.1 排水設備とはどのようなものをいうのですか

家庭や事務所等から排出される汚水を下水道に結ぶ設備のことです。台所、トイレ、浴室などの排水を下水道に結ぶことになります。
このことによって、側溝等の悪臭や、ハエ・蚊の発生を防止していくのが下水道です。

Q.2 便所の水洗化は義務づけられるのですか

下水道法第11条の3で、排水区域内において汲み取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道の供用開始の日から3年以内に、水洗便所に改造しなければならないと定められております。

Q.3 現在、浄化槽を設置して水洗便所になっている家はどうなりますか

下水道法で下水道の供用が開始された場合には、排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なくその土地の下水を下水道に流入させるために必要な施設を設置しなければならないとされ、接続、流入が義務づけられております。したがって浄化槽施設は公共下水道ができるまでの暫定的な措置であるにご理解いただき、浄化槽は埋めてしまって、水洗便所から直接下水道につないでいただくこととなります。

Q.4 排水設備の工事は誰がするのですか

市の上水道工事に指定業者制度があるように、下水道の場合も下水道工事指定店制度がありますので、これらの指定業者にみなさんが工事を依頼して、個人の負担で行っていただくこととなります。

Q.5 排水設備の工事をする場合、指定業者であるのは何故ですか

排水設備の工事については特殊技能を必要とするため、資格要件を定め、必要な知識・技能を有している業者を指定しながら、不備のない完全な工事をさせるためです。

下水道事業受益者負担金(分担金)を納めていただくまで

①賦課対象区域の決定と告示

下水道事業受益者負担金(分担金)を納めていただく区域(賦課対象区域)を決定し、その年度の初めに告示します。

②受益者申告書を送付

賦課対象区域内の土地を課税台帳により調べ、土地の所有者、地積、権利等について申告していただくために下水道事業受益者申告書を送付します。

③みなさんからの申告

申告書の内容を確認のうえ、必要事項を記入して申告してください。
負担金の一括納付を希望される方は、申告書の提出のときに申し出てください。

④受益者負担金(分担金)決定通知書、納入通知書の送付

申告にもとづいて決定した受益者負担金(分担金)を納付していただくため、下水道事業受益者負担金(分担金)決定通知書、納入通知書を7月に送付します。

新庄市上下水道課

〒996-0022

新庄市住吉町3番1号

Tel 0233(23)5100